（保２７８）

令和２年１２月４日

都道府県医師会

社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事

松　本　吉　郎

（公 印 省 略）

新型コロナウイルス感染症対応下の

診療所経営調査（2020 年 9～10 月分）について

日本医師会では、新型コロナウイルス感染症の拡大が医療機関経営に与える影響を調査するために、本年３月以降、都道府県医師会のご協力の下、会員医療機関におけるレセプトデータや損益状況等について、継続して調査を実施させていただいております。

過去５回分の調査結果につきましては、その都度、概要をまとめ、定例記者会見で公表後、官邸をはじめ様々な場面で医療機関が経営難になることで医療提供体制の崩壊が迫っている旨を訴える際に活用させていただきました。改めて感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの流行は夏にはピークに達したとされましたが、11 月以降、再び新規感染者数の増加傾向が加速し、全国各地で過去最多の水準になる中、医療機関における受け入れ可能病床数だけでなく、通常の救急患者の受け入れ体制も限界に近づくなど足下の状況は益々悪化しております。

このような状況にありますことから、日本医師会として、引き続き診療所経営調査を実施させていただきたく、都道府県医師会のご協力をお願いする次第であります。これまで同様、診療科を考慮した上で、都道府県医師会ごとに数十施設程度の医療機関の損益の状況等について、別添のアンケート調査に回答いただければ幸いです。

なお、本調査は日本医師会総合政策研究機構（日医総研）で集計し、日本医師会の定例記者会見等で公表しますが、お答えいただいた情報は統計的に処理し、個々の医療機関名を公表することは一切ありません。

ご多忙のところ恐縮ですが、ご協力のほど、何卒よろしくお願いいたします。

添付

新型コロナウイルス感染症対応下の診療所経営調査（2020 年 9～10 月分）の概要

１．調査票

◇　会員医療機関（診療所）の基本情報、交付金や融資、診療報酬上の臨時的な取扱い、風評被害、長期処方が原因と見られる症状の悪化や副作用の経験などに加え、昨年と本年の９月、１０月のレセプトデータ（件数、日数、点数）や損益状況についておうかがいするものです。診療科を考慮した上で少なくとも数十施設のデータをいただけると幸いです。

２．ご回答方法

◇　調査票（Excel 文書）を日本医師会文書管理システムの「お知らせ」に掲載いたします。分析のスピード確保のため、できるだけダウンロードして直接入力してください。紙ベースの場合は、調査票をコピーしてお使いください。ご回答は都道府県医師会でとりまとめの上、調査票の右上に連番を振ってください。

◇　「６．損益計算書」の各項目の記載要領は次ページのとおりです。可能な範囲で回答ください。

３．調査期間（ご回答締め切り）

１２月１８日（金）

４．ご返送先

◇　メールに調査票（Excel 文書）を添付の上、下記アドレスに送付いただくか、調査票をファクシミリにてご返信ください。

メールアドレス：hoken@po.med.or.jp

ファックス番号：03-3946-6295

５．お問い合わせ先

日本医師会 保険医療部 医療保険課

《６．損益計算書の記入要領》

医業収入＝Ⅰ＋Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ

Ⅰ　保険診療収入：外来・在宅・入院医療における収入で支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計

Ⅱ　公害等診療収入：公害・労災・自賠責などの金額の合計

Ⅲ　その他の診療収入：自費診療などの金額の合計

Ⅳ　その他の医業収入：学校医・産業医・当番医の手当、健診、予防接種、各種検診等の公衆衛生・地域医療活動などによる収入（個人が給与として受け取るものは対象外）

介護収入＝①＋②＋③

①施設サービス収入：短期入所療養介護を除く施設サービスに係る収入で国保連等に対する請求金額および利用者からの徴収金額の合計

②居宅サービス収入：短期入所療養介護、地域密着型サービス、居宅介護支援、介護予防サービスを含む居宅サービスに係る収入で国保連等に対する請求金額および利用者からの徴収金額の合計。通常の事業実施地域を越える送迎費や時間超過分の費用などの居宅サービスに係る保険外の利用料による収入についても合わせる

③その他の介護収入：文書料など上記科目に属さない介護収入

医業費用＝医薬品費＋診療材料費＋給与費＋その他経費

給与費＝給料（諸手当含む、非常勤含む）＋専従者給与（個人事業者）＋役員報酬（法人）＋賞与＋退職給付＋法定福利費

新型コロナウイルス感染症対応下の診療所経営調査（2020年9～10月分）

公益社団法人 日本医師会

医療機関名	
お問い合わせ先	

電話番号またはメールアドレスをご入力（ご記入）下さい。

Excelの場合、「選択して下さい」（プルダウンメニュー）から選べます。
手書きの場合は、空欄に記入するか、選択肢があるものは〇で囲んで下さい。

基本的に2020年12月1日の状況をご回答下さい（レセプト情報、損益計算書は指定された月）。

1. 都道府県

2. 診療所区分　① 有床診療所　② 無床診療所

3. 開設区分　① 医療法人　② 個人　③ その他

4. 主な診療科（1つだけ選択して下さい）

① 内科　⑤ 耳鼻咽喉科　⑨ 精神科　⑫ 脳神経外科
② 外科　⑥ 小児科　⑩ 産科・産婦人科　⑬ その他
③ 整形外科　⑦ 皮膚科　⑪ 婦人科
④ 眼科　⑧ 泌尿器科

5. 件数・診療実日数・点数

医科診療報酬請求書の合計を入力して下さい。 9月分のみの回答でも構いません。

【9月分】

		件数	診療実日数	点数
医科入院	2019年9月			
	2020年9月			
医科入院外	2019年9月			
	2020年9月			

【10月分】

		件数	診療実日数	点数
医科入院	2019年10月			
	2020年10月			
医科入院外	2019年10月			
	2020年10月			

6. 損益計算書　　千円単位で入力して下さい。　**9月分のみの回答でも構いません。**

（千円）

	9月		10月	
	2019年	2020年	2019年	2020年
① 医業収入				
② 介護収入				
③ 医業・介護収入計　①＋②				
④ 医業・介護費用				
⑤ 医業利益　③－④				

医業収入：保険診療収入、公害等診療収入、その他の診療収入、その他の医業収入
介護収入：施設サービス収入、居宅サービス収入、その他の介護収入
医業・介護費用：医薬品費、診療材料費、給与費、その他経費
給与費：給料（諸手当含む、非常勤含む）、専従者給与（個人事業者）、役員報酬（法人）、賞与、退職給付、法定福利費

7. 今回の新型コロナウイルス感染症に関連する交付金や融資についておうかがいします（12月1日時点）。

（1）-1 「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の補助金を申請されましたか？

① 申請し入金済　　③ 今後申請予定
② 申請したが未入金　　④ 申請していない（今後もしない）

補助の上限は、無床診療所100万円、有床診療所200万円です。
「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」補助金の対象経費
感染拡大防止対策の費用だけでなく以下のような費用も対象になりえます。

需用費	・ 日常業務に要する消耗品費（固定資産に計上しないもの） ・ 日常診療に要する材料費（衛生材料、消毒薬など） ※直接診療報酬等を請求できるものは対象外 ・ 換気のための軽微な改修（修繕費） ・ 水道光熱費、燃料費
役務費	・ 電話料、インターネット接続等の通信費 ・ 医療施設・設備に係る火災保険、地震保険、動産保険の保険料 ・ 休業補償保険の保険料 ・ 受付事務や清掃の人材派遣料で従前の契約に係るもの
委託料	・ 受付事務や清掃の外部委託費で従前の契約に係るもの ・ 日常診療に要する検査外注費　※直接診療報酬等を請求できるものは対象外 ・ 既存の施設・設備に係る保守・メンテナンス料 ・ 既存の顧問弁護士、顧問税理士等の報酬
使用料及び賃借料	・ 既存の診療スペースに係る家賃 ・ 日常診療・日常業務に使う既存の医療機器・事務機器のリース料

（注）対象となりうる経費でも、同一の支出について他の補助金と重複して補助は受けられません。
特に、家賃支援給付金の給付を受ける場合はご注意ください。

（1）-2 上記の補助金は十分ですか？

① 十分　② どちらともいえない　③ 不十分

（1）-3 上記の補助金について国や日本医師会から広報は十分でしたか？

① 十分　② どちらともいえない　③ 不十分

（2）-1　新型コロナウイルス感染症対応のため福祉医療機構の融資を申請されましたか？

① 申請し入金済　　③ 今後申請予定

② 申請したが未入金　　④ 申請していない（今後もしない）

（2）-2　新型コロナウイルス感染症対応のため金融機関（福祉医療機構以外）の融資を申請されましたか？

① 申請し入金済　　③ 今後申請予定

② 申請したが未入金　　④ 申請していない（今後もしない）

どのような融資があるかについては、「日医ニュース8月5日号」に掲載しています。
日医ニュース8月5日号　https://www.med.or.jp/nichiionline/article/009511.html
福祉医療機構の融資については、最新の内容を「日医ニュース10月20日号」に掲載しています。
日医ニュース10月20日号　https://www.med.or.jp/nichiionline/article/009635.html

（2）-3　上記の融資は、貴院の資金繰り対策として十分ですか？

① 十分　② どちらともいえない　③ 不十分

（2）-4　上記の融資について国や日本医師会から広報は十分でしたか？

① 十分　② どちらともいえない　③ 不十分

8. 新型コロナウイルス感染症に関連する診療報酬上の臨時的な取り扱いについておうかがいします。
（2020年12月1日時点）

（1）院内トリアージ実施料について（B001-2-5　300点）

院内トリアージ実施料は、必要な感染予防策を講じた上で実施する外来診療において、
受診の時間帯によらず、算定できます。また、新型コロナウイルス感染症患者に対してのみ
院内トリアージ実施料を算定する保険医療機関は、施設基準を満たしているものとみなされます。
この特例的な取り扱いをご存知でしたか。

① 知っている　② 知らなかった

（2）診療・検査医療機関について（2020年12月1日時点）

1）貴院は、都道府県から発熱外来の「診療・検査医療機関」の指定を受けておられますか。

① 受けている　② これから受ける予定　③ 受けていない（予定もない）

2）「診療・検査医療機関」に指定されると、従前の診療時間を超えて発熱患者等の診療を
実施した際に時間外加算を算定できます。また、診療応需の態勢にあっても時間外加算を
算定できます。この特例的な取り扱いをご存知でしたか。

① 知っている　② 知らなかった

（3） 上記のほか、新型コロナウイルス感染症に関連して診療報酬で対応すべきとお考えのものがありましたら、ご入力（ご記入）下さい。

9. その他

（1） 新型コロナウイルス感染症患者を診察したことで、貴院が風評被害を受けておられましたら、その内容や課題等についてご入力（記入）お願いします。

（2） 新型コロナウイルス感染症流行期の長期処方（おおむね30日以上）について

（2）-1 新型コロナウイルス感染症流行期において、長期処方（おおむね30日以上）が原因と見られる症状の悪化や副作用を診療されたことがありますか？

① ある　　② ない

（2）-2 長期処方が原因と見られる症状の悪化や副作用を診療されたことがありましたら、具体的な事例をご入力（ご記入）お願いします。

以上でアンケート調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。